

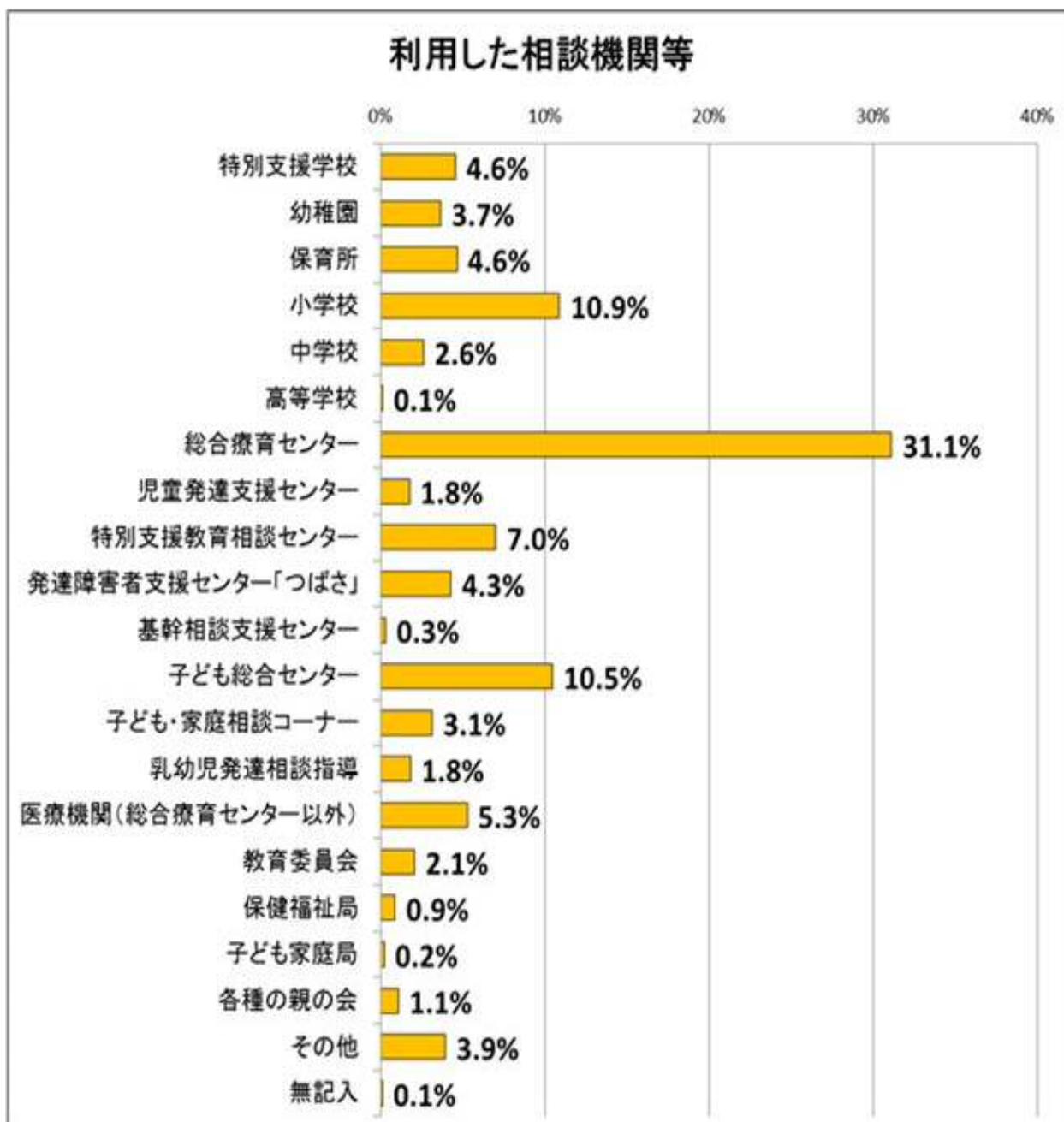
2. 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

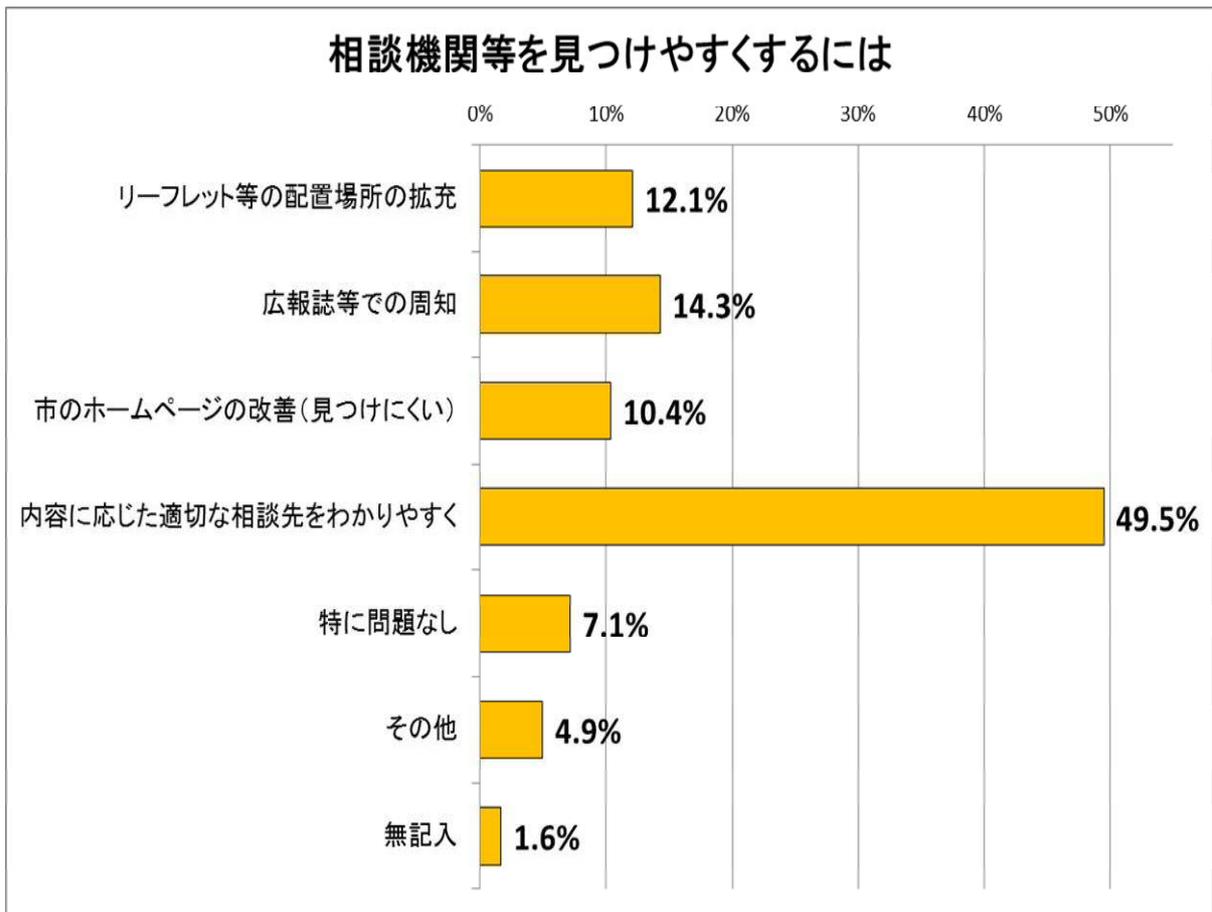
主な重点項目	状況
<p>(1) 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実</p> <p>(2) 相談窓口等を分かりやすく周知</p> <p>(3) 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進</p>	<p>市内には総合療育センター、児童発達支援センター、特別支援教育相談センター、発達障害者支援センター「つばさ」、子ども総合センターなどの様々な相談窓口があります。教育委員会や関係局では、こうした機関のリーフレットなどを作成・配付し、周知を図っています。</p> <p>特別支援教育相談センターには、「早期支援コーディネーター」が配置されており、就学前の教育的ニーズのある子どもや保護者等を感じる様々な不安や課題に対し、その手立てを一緒に考え、適切な就学先決定に結び付ける役割を果たしています。</p> <p>上記のような機関のほか、教育的ニーズのある子どもや保護者が学習上又は生活上の心配等の相談を寄せる場として学校・園が挙げられます。</p> <p>市立の各校・園には、特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の役割を担う教職員が位置付けられており、本人・保護者、あるいは外部から寄せられる相談に対して適切な情報提供を行う、あるいは適した相談窓口にきちんとつなぐことが求められています。</p> <p>また、特別支援学校は、学校教育法第74条に基づき、地域の学校・園等の要請に応じて必要な助言・援助を行う地域の特別支援教育の中核としての役割（以下「センター的機能」という。）も担っています。具体的な取組例としては、訪問・来校相談の実施、公開講座や各校・園との特別支援教育連絡会の開催、研修会等への講師派遣、教材等の紹介や貸出し、リーフレット等の情報発信等が挙げられます。</p> <p>しかし、保護者アンケートの結果を見ると、「内容に応じた適切な相談先を分かりやすくしてほしい」「教職員や学校間での対応差を改善してほしい」「（雰囲気的に）何となく相談しにくい」など、改善を求める意見が寄せられています。</p>

また、学校や保育所などの関係者の相談に関する知識の向上、関係機関等に対する特別支援教育や各種相談窓口の周知の徹底等を求める意見もありました。

教育的ニーズのある子どもたちに適切な指導・支援を実施するためには、早期に課題を発見することが重要であることから、相談体制の改善を図っていく必要があります。

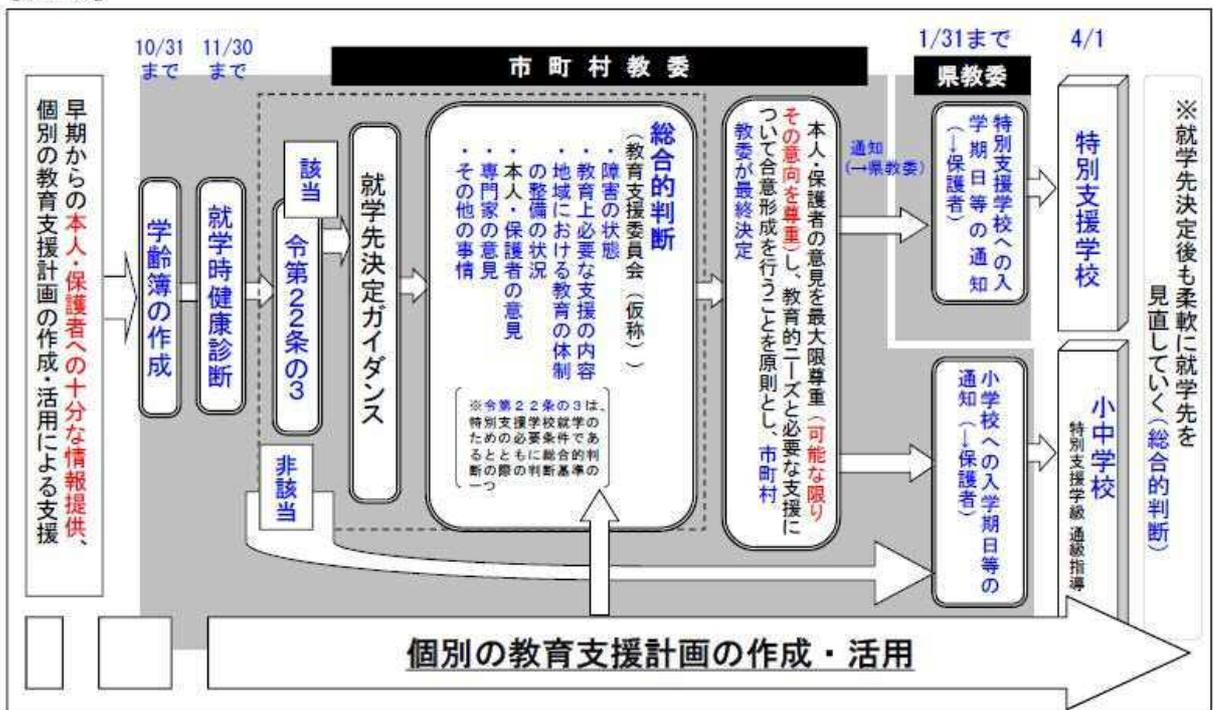
【「北九州市の特別支援教育に関する調査（保護者向け）」：利用した相談機関等】





障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



<目指す方向性>

(1) - 1 : 教職員の研修体制の強化と教職員への情報提供の充実

保護者からの相談の内容によっては、教育学・医学・心理学等の専門的な意見や学校・地域の状況等も踏まえた上で、その時点において本人にとって何が一番適切な選択肢であるのかを総合的に判断する必要があります。

学校が本人・保護者等に対する十分な情報提供と円滑な引継ぎ等を実施していけるよう、研修体制を強化するとともに、各校・園に対して国内外の施策の動向等について定期的に情報提供し、相談支援体制の充実につなげます。

(1) - 2 : コーディネーターの複数配置

多様化する教育的ニーズや増加する相談件数等に対応するため、また、特別支援教育の中核となる教員の育成につなげていくため、各校・園へのコーディネーターの複数配置を引き続き推進していきます。

学校間、あるいは学校と専門機関等との円滑な情報の引継ぎの重要性や必要性を各校・園の管理職に十分説明し、体制整備の推進を継続していきます。

(1) - 3 : 本人・保護者の同意に基づいた検査内容や相談内容の共有

各相談窓口において保護者が何度も同じ説明をする、あるいは子どもが同じ検査を受けるといったことがないよう、本人・保護者の同意がある場合には、関係局と協議した上で、それぞれで実施された検査内容や相談内容を可能な限り共有するための仕組みづくりを検討します。

(2) - 1 : 分かりやすい相談窓口の提示

保護者や学校の教職員にとっても、あるいは関係機関同士がスムーズに連携していくためにも、相談窓口に関する情報を分かりやすく整理しておくことが必要です。そのため、関係局と連携した上で、相談窓口の早見表の作成などについても検討していきます。

(3) - 1 : 就学先決定の仕組みに関する情報提供の充実

特別支援教育相談センターが実施する各種相談事業の際などには、教職員や保護者に対して就学先決定の仕組みに係る情報提供を丁寧に行い、適切な就学先の決定につなげていきます。

また、就学先決定後も、子どもの状態の変化等により柔軟に就学先を見直すことができることや、多様な学びの場（選択肢）があること等についても保護者に十分に説明し、安心して学校生活を送ることができるように配慮します。

(3) - 2 : 就学前説明会での情報提供の充実

各校での就学前説明会においては、校長から全ての保護者に対して、特別支援教育の意義、各校・園におけるコーディネーターの役割、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が教育委員会に配置（あるいは教育委員会から派遣）されていることなどについて十分に説明を行い、学校を通じて得られる支援にどのようなものがあるのかを明確化します。

これらの情報については、保護者等にも配付している「特別支援教育だより」においても掲載し、幅広く周知を図り、本人・保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。